

第10回（平成26年度第6回）

札幌市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時：平成27年3月23日（月）午後1時30分開会
場 所：かでの2・7 8階 820研修室

1. 開 会

○事務局（有塚子ども企画課長） 定刻となりましたので、第10回札幌市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

まずは、本日の委員の出欠状況でございますが、佐藤副会長、加藤委員、品川委員、芝木委員、末岡委員、中井委員、ニコルス委員、三井委員、渡辺委員よりご欠席のご連絡をいただいております。参加の委員数は16名となります。また、平野直己委員が途中退席のご予定でございます。

本日は、子ども未来局長の岸が臨席しておりますので、岸よりご挨拶を申し上げます。

○岸子ども未来局長 子ども未来局長の岸でございます。

こちらの席から失礼いたします。

本日は、今年度最後となります子ども・子育て会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。

この1年、大変多くの会議を開催させていただきましたけれども、毎回、活発なご議論やご審議をいただき、また、大変貴重なご意見も頂戴いたしました。皆様方のご協力に改めて感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

本日の会議の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

新・さっぽろ子ども未来プランにつきましては、昨年11月に私どもから計画案を提示いたしまして、皆様方からいただいた計画案に対するご意見をもとに修正を加えたものでパブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントでは、市民の関心も高く、多くの市民の皆様から計画案に対するご意見をいただきました。それを受けて、このたびさらなる修正を加えた計画内容についてご報告をさせていただくものでございます。

これまで、保育所の待機児童や児童虐待の問題など、札幌市としても子どもを取り巻く課題の解決に向けまして最大限努めてまいったところでもありますけれども、今なお、多くの課題が残されておりますし、社会的な環境も刻々と変化をしております。もう間もなくですが、4月からは、質の高い幼児教育・保育、そして地域における子ども・子育て支援の総合的な提供を狙いとする子ども・子育て支援新制度が開始となります。私どもとしては、この新制度を適切に運用しつつ、さまざまな解決に向けて、引き続き全力で取り組んでまいる所存でございます。

今後、計画案につきましては、再度、市長まで報告した上で、計画の確定、公表という運びとなりますけれども、計画が完成すれば終わりではなくて、市民ニーズの動向を把握しながら、どのように着実に推進していくかが重要になると考えております。また、想定をしたことと現実にずれが生ずるようなこともあろうかと思っております。こうした場合にも柔軟に対応していくことが必要だろうと考えております。

委員の皆様方におかれましては、平成27年度以降の計画の推進につきましても、引き続き、ご協力のほどよろしく願いいたしたいと思っております。

以上、簡単でございますが、会議の開催に当たりまして、一言、ご挨拶をさせていただきます。本日の会議もよろしくお願ひいたします。

○事務局（有塚子ども企画課長） 岸につきましては、この後、別公務がございますので、ここで失礼させていただきます。

それでは、本日の資料の確認でございます。

次第の下に会議資料について枠で囲っております。事前に会議資料をお送りしておりますけれども、資料の不足等はございませんでしょうか。

なお、本日、机上に配付しております資料は、お送りした資料1-1の6ページから7ページの回答内容について一部誤りがございましたので、こちらのページの差しかえをお願いしたいと思います。

また、参考までに、計画本書の完成のイメージをお配りしておりますが、こちらの内容につきましては、最終校正前の資料でございます。完成後に改めて資料を送付させていただきますので、この場に置いていただいて結構でございます。

それでは、ここからは、金子会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

2. 議 事

○金子会長 平成26年度第6回の子ども・子育て会議に集まっておいただきまして、ありがとうございました。

ちょうど数日前の3月20日に政府から新しい少子化社会対策大綱が出まして、そのサブタイトルが「結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして」です。後半は、まさしく私たちがここで議論してきたような「子供・子育て」という言葉が書いてありまして、国でも地方創生絡みでも全力でこれに取り組むことが改めて決意表明されたこととなります。

本日は、そのパブリックコメントも含めて、子ども未来プランの最終原案の形でご審議をいただくこととなります。

それでは、議事次第に従いまして、まず、（1）新・さっぽろ子ども未来プラン（案）に対するパブリックコメントの実施結果についてです。

たくさんの意見を市民の方々から郵便ないしはメール、その他で頂戴しておりますので、この件に関して、どのような対応や修正が行われたか、事務局より説明いただきます。

よろしくお願ひいたします。

○事務局（有塚子ども企画課長） 子ども企画課長の有塚でございます。

それでは、パブリックコメントの結果についてご説明をいたします。

資料1-1と1-2を使ってご説明をさせていただきます。

まずは、資料1-1のパブリックコメント意見集（案）をごらんください。

1ページをめくっていただきますと、概要が載っております。平成27年1月28日か

ら2月26日までの30日間にわたりまして実施したものでございますけれども、大人からの意見募集のほか、別途、子ども向けの概要資料を作成いたしまして、小・中学生からも意見募集を行いました。

まず、大人の意見概要をご説明いたしますので、資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

大人の意見につきましては、2団体を含む176人から計444件の意見が寄せられたところであります。

参考までに申し上げますと、現行の未来プランのときに比べまして、およそ2倍の意見件数となっております。

意見の内訳のうち多かったものを上げますと、(4)の表に記載しておりますが、保育施設の整備や保育サービスに関する意見が203件、放課後の居場所・留守家庭支援に関する意見が48件、子育て支援・経済的支援に関する意見が57件であり、こういったことに関する意見が多くなっております。

次に、2ページから4ページに、大人や子どもからの意見に基づく計画案の変更点を整理しておりますけれども、こちらにつきましては後ほどご説明をさせていただきます。

続きまして、5ページ以降でございます。

5ページから29ページに大人の意見に対する札幌市の考え方をまとめております。

少し長くなりますけれども、主な意見について簡単にご紹介をさせていただきます。

まず、5ページから7ページの計画全般に関して25件の意見が寄せられており、その内容といたしましては、No.1や2のように、事業実施に係る費用や達成目標などを記載すべきといった計画全体の構成に関するもの、また、6ページのNo.8のように、子どもたちの支援にもっとお金をかけるべきというもの、No.11や12あるいはNo.15から22のように、計画の推進に当たっては町内会やNPOなど地域と連携すべきというものです。

次に、7ページから8ページの少子化対策に関して8件の意見が寄せられておりまして、経済的な負担の軽減や労働環境の改善などに取り組んでいくべきというようなものです。

次に、8ページから10ページの子どもの権利の推進に関して10件の意見が寄せられてございまして、子どもの自己肯定感を上昇させることや小さなうちから子どもの権利を大切にす意識を向上させることの必要性、また、子どもの声を聞きながら事業を進めることの大切さといったようなものです。

次に、10から11ページのいじめや児童虐待などの子どもの権利侵害に関して10件の意見が寄せられてございまして、子どもの権利侵害の対応といたしましては、No.41から43のように地域や親に向けての啓発活動が必要といったようなもの、また、No.45や46のように、行政の相談体制を強化すべきというようなものです。

次に、11ページから15ページの保育施設の整備や保育サービスに関して203件の意見が寄せられてございまして、多かったご意見といたしましては、No.50のように、子ども・子育て支援新制度下において保育の質が担保されるのかという制度を疑問視するも

の、また、12ページのNo.54のように、保育施設の整備に関しましては企業参入などを避けて認可保育所を整備すべきというもの、そして、14ページのNo.70や71のように、保育士の処遇改善や保育料の軽減に関するもの、さらに、No.76のように、保育の短時間認定の導入に反対するものです。

次に、15ページから16ページの放課後の居場所・留守家庭支援に関して48件のご意見が寄せられてございまして、No.81から83のように、地域の実情を考慮してクラブをもっとふやすべきというもの、また、No.88から93のように、おやつを提供など、クラブの質の向上に関するもの、そして、16ページのNo.95から101のように、民間学童への支援に関するものです。

次に、17ページの仕事と子育ての両立に関して7件の意見が寄せられておりまして、育児休業制度の活用促進や残業時間の軽減などに関する施策を推進すべきというようなものです。

次に、18ページの妊娠・出産や親子の健康に関して15件の意見が寄せられておりまして、No.114から116のように、母子への訪問強化に関するもの、妊婦健診、予防接種、子どもの医療に係る費用の軽減などに関するものです。

次に、19ページから23ページの子育て支援・経済的支援に関して57件の意見が寄せられておりまして、No.126や127のように、ワンストップ窓口の設置などの相談体制の強化、子育て情報の周知徹底に関するもの、また、21ページから22ページのNo.146から151のように、病児・病後児の預かりや一時預かりの充実に関するもの、このほか、23ページのNo.159から163のように、経済的支援の充実に関するものです。

次に、24ページの防犯・子育てしやすい生活空間に関して、子どもの防犯対策を強化すべきといった意見が1件寄せられております。

次に、その下の学校教育に関して5件のご意見が寄せられておりまして、No.167のように、土曜日授業の推進に関するもの、No.168や169のように、少人数学級の推進に関するもの、No.170や171のように、教員の処遇改善に関するものです。

次に、25ページから26ページの体験機会・活動場所に関して15件の意見が寄せられておりまして、No.174の屋内の遊び場の拡充に関するもの、また、No.177から179のように、プレーパークにつきまして、開催回数の増や常設プレーパークの設置を求めるものです。

次に、26ページの社会的自立が困難な若者への支援に関しては、ひきこもりやニートを雇う企業への優遇策を設けるべきといったご意見が1件寄せられております。

次に、その下の障がいのある子ども・発達が気になる子どもへの支援に関して12件のご意見が寄せられておりまして、No.183のように、事業所間の格差解消など、障がい福祉サービスの向上に関するもの、また、27ページのNo.187から189のように、障がい児保育について、障がいの程度、子どもの数に応じた職員配置の充実や障がいと認定されていないものの、特別な支援を要するお子さんへの支援に関するものです。

次に、27ページから28ページのひとり親家庭への支援に関して7件のご意見が寄せられておりました、No.190のように、ひとり親家庭に各種支援情報をしっかりと提供すべきというもの、また、28ページのNo.194のように、就労機会の充実に関するものです。

最後に、28ページから29ページのその他に関して20件の意見が寄せられておりました、経済対策の充実に関するものや受動喫煙対策に関するもののほか、特に多かった意見といたしましては、No.198のように、保育料滞納者への延滞金徴収に反対するといったようなものです。

大人の意見内容については以上のとおりでございます。

続きまして、30ページから37ページにかけまして、子どもの意見の概要を整理しております。

751人から1,080件といったような多くのご意見が寄せられまして、意見の内訳のうち、多かったものを挙げますと、子どもの権利を多くの人に知ってもらう普及啓発に関するものが199件、子どもの体験活動や児童会館についてが147件、いじめや不登校についてが222件となっております。

子どもの意見内容とそれに対する札幌市の考え方につきましては、31ページ以降に意見の内訳別に整理しております。詳細につきましてはご一読をお願いしたいと思いますけれども、傾向といたしましては、特に子どもの権利の普及啓発やいじめ・不登校といった子どもたちにとって身近な分野に関する意見が多く寄せられております。それとともに、子育て家庭への支援についても一定の意見が寄せられてございまして、家族と相談したり自分のように考えるなど、意見提出のために努力したという内容の回答もありました。また、各取り組みに賛同するご意見も多数見られております。

子どもの意見内容につきましては以上のとおりでございます。

最後に、市民意見に基づく計画案の変更点についてご説明をさせていただきます。

ページを戻りまして、資料1-1の2ページをごらんください。

こちらに変更点をまとめてございますけれども、あわせまして、資料1-2のパブリックコメントの意見反映版をご用意してございます。

今回の変更点は、計画の第4章の具体的な施策の展開に関してとなっておりますので、この資料1-2につきましては、第4章のみを抜粋してつくっております。

まず、50ページをごらんいただきたいと思っております。

枠で囲まれたところに修正点1と記載しておりますけれども、網かけで下線を引いた箇所を修正しております。こちらをごらんになりながら、資料1-1の2ページに戻っていただき、順に計画の変更点についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、修正点1は、基本目標1-基本施策2-2の子どもの参加の機会の充実と支援に関する記載内容についてでございます、資料1-2では50ページになります。

修正理由といたしましては、子どもが市政等に意見を言うことにつきまして、子どもか

らもっと気軽に意見を言える方法があるとよいといったような趣旨の意見が寄せられまして、そうしたことから、計画本文にも網かけ部分を追加いたしました。

次に、修正点2は、基本目標1－基本施策3－3の子どもが安全に安心して過ごすための地域づくりで、資料1－2では56ページになります。

修正理由といたしましては、基本施策4で子どもの権利侵害への具体的な施策を既に展開しているところでございますけれども、子どもへのいじめや虐待など、関係団体を対象とした講習を実施すべきといったご意見をいただきましたので、権利侵害を防ぐ観点から、こちらの網かけ部分を追加いたしました。

次に、3ページの修正点3は、基本目標1－基本施策4－2の権利侵害を起こさない環境づくりの記載内容でございます、資料1－2では60ページになります。

修正理由といたしましては、子どもから、パンフレットなどの広報だけではなく、直接、学校に来てどんな相談があるのかなどの説明を受けたほうが実感できるといったご意見が複数寄せられておりますので、計画本文にもその内容を反映させるよう、修正を加えたところでございます。

次に、修正点4及び修正点5は、基本目標2－基本施策1、働きながら子育てしやすい環境の充実についての記載内容についてでございます、資料1－2では64ページになります。

まず、修正点4の修正理由は、教育・保育などに関する需給計画に基づく保育施設の整備に当たりまして、供給量に応じた保育士の確保や子どもの安全・安心に配慮した施設整備など、保育の質の担保に対するご意見が多数寄せられたことから、計画本文に保育の質を確保しながら整備していくことを追記しております。

修正点5は、現状においては、育児休業や子育てをしやすい職場環境などが十分に整っていないため、出産や育児を機に退職せざるを得ないとの意見が複数寄せられていたことから、計画本文にも仕事と子育ての両立を社会全体で進める上で必要としていることを追加させていただいております。

次に、資料1－1の4ページの修正点6は、基本目標2－基本施策3の子育て家庭に対する相談支援の充実の記載内容についてでございます、資料1－2では69ページになります。

修正理由といたしましては、孤立化する子育て家庭への支援に当たりましては、各家庭において孤立化する事情も異なっておりますことから、さまざまな地域資源を有効に活用すべきといったような趣旨のご意見が寄せられましたので、計画本文にもその内容を反映させるような文言を追記いたしました。

続きまして、修正点7、修正点8は、基本目標3－基本施策3の子どもの健やかな育ちを支援する環境の充実の記載内容についてでございます、資料1－2では77ページになります。

まず、修正点7の修正理由といたしましては、放課後の子どもの居場所づくりにつきま

して、学校を活用した児童クラブの整備推進のみにとどまらず、民間児童育成会の役割も踏まえた整備が必要といった趣旨のご意見を寄せていただきましたので、本文に民間とも連携を図りながら居場所づくりを推進していくことを記載しております。

それから、修正点8でございますけれども、体験機会の提供に当たりましては、札幌の自然環境等を踏まえた取り組みが必要という意見が複数寄せられましたことから、計画本文にも自然や文化などの札幌の特徴を生かして多様な機会を提供する旨を明記いたしました。

市民意見に基づく計画案の変更点は以上のとおりでございますが、パブリックコメント以外の変更点が1カ所ございます。そちらを説明したいと思いますので、資料1-2の77ページをごらんいただきたいと思います。

こちらの一番下の囲みの中に、児童会館・ミニ児童会館事業を掲載しております。そこに、他の修正として枠で囲んでございます。こちらは、放課後子ども総合プランに基づく目標事業に関する内容を記載しております。

もともと児童クラブを開設している児童会館及びミニ児童会館の箇所数について、学校と併設していない通常の児童会館も含めて掲載したところでございますが、このたび放課後子ども総合プランの中では小学校に併設する児童会館、ミニ児童会館の箇所数を記載すべきというお話がわかりましたので、掲載内容を修正させていただきました。

資料1-1、1-2に関する説明は、以上となります。

最後に、計画策定に関する今後の予定でございますが、本日の会議以降に、市長、副市長への報告を行いまして、3月末までに計画を確定いたします。4月に入りまして、でき上がった計画書を皆様へお配りするとともに、広く市民に行き渡るよう、区役所等に配付させていただきます。

なお、この際には、市民向けの計画概要と子ども向けの計画概要、また、本日お配りいたしましたパブリックコメントの意見集をあわせて配付させていただくこととしております。

議事1に対する説明は、以上となります。

○金子会長 どうもありがとうございました。

パブリックコメントに対する市の修正内容をご提示いただきました。ほかにもたくさんの方がございますので、しばらく委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。

いかがでしょうか。

資料1-1もしくは1-2、どちらでも結構です。

岡田委員、お願いします。

○岡田委員 岡田です。よろしく願いいたします。

パブリックコメントの資料1-1の22ページのNo.152についてです。

一時預かりではなく一時保育とすべきという意見に対して、一時保育の名称で継続していく予定と回答が書かれています。パブリックコメントを受けた資料1-2の70ページ

の真ん中辺に一時保育のことが書かれていますが、ここでも「『一時預かり事業』を拡充していく」という文言になっています。ここは、一時保育という名称が反映されないのかなと思いましたが、説明をお願いしたいと思います。

○金子会長 名称のことですが、いかがでしょうか。

○事務局（花田施設運営課長） 施設運営課長の花田でございます。

こちらの計画では、国の事業名に合わせて、一時預かり事業という名称で載せさせていただきます。現在、補助金事業として保育所でやっておりますのは、一時保育事業という名称になっておりますので、この補助制度事業を実施するときは、引き続き、一時保育事業という名称で継続していきたいという趣旨でございます。

○金子会長 岡田委員、よろしいでしょうか。

○岡田委員 ここで文言が違うということは、これは違うものだということですか。それとも、便宜上、こう書かれているけれども、一時保育は一時保育ということですか。

○事務局（花田施設運営課長） 違うものではございません。国の名称に計画を合わせておりますけれども、実際に市民の方が利用する事業としては一時保育事業として現在も周知等をしておりますので、そのまま継続させていただく予定でございます。

○岡田委員 もとから一時保育で表記されているということですか。

○事務局（花田施設運営課長） そうでございます。

○岡田委員 わかりました。ありがとうございます。

○金子会長 70ページにも、「一時的に保育を実施する『一時預かり事業』」とあり、修飾語がかぶっていますので、機能面では同じなのではないかと理解することができると思います。

ほかにございませんでしょうか。

山田委員、お願いします。

○山田委員 今参照されている資料1-2では69ページで、資料1-1では20ページになります。

資料1-1の20ページのNo.132に利用者支援事業についての意見が記載されています。ここでは、常設子育てサロンを利用者支援事業の一環として活用していくべきではないかというような意見が書かれていまして、それに関連する意見がNo.151とかNo.156と割と多数挙げられていたかと思えます。

この子ども・子育て会議の場では、利用者支援事業については余り議論に上ることがなかったかと思うのですが、切れ目のない子育て支援という意味では、幼稚園や保育所につながる前の時期の常設の子育てサロンは非常に大きな役割を果たしていると思います。公ではちあふる等があるわけですが、地域に根差した子育て常設サロンについては、より顔の見える、そして、札幌で長年活動されている力のある子育てサロンが多数あるように聞いていますので、より身近で継続性のある利用者支援事業という意味では、こちらの常設の子育てサロンを活用していくことを検討するのは非常に意味があるのでは

ないかと思っています。

そこで、この69ページの修正点で、「様々な方法を検討し」と概括的な記載があるのですけれども、この中に民間の常設子育てサロンの活用等と具体的な文言を入れていただいて、その中に常設子育てサロンを書いていただくと、民間で活動されている団体の方たちとしても期待されているという自負にもつながると思いますので、そのような変更をご検討いただけないかと思いました。

また、No.156の意見の中に、常設子育てサロン以外に、地域で活動する民生児童委員、主任児童委員等の連携も記載されていますので、さまざまな方法の中にこのようなことも含まれてくるようでしたら、より具体的な内容を入れ込んでいただいたほうがいいのではないかと思います。

○金子会長 具体的な策も込みで、さまざまな方法を表現してほしいということですが、いかがでしょうか。

○事務局（竹内子育て支援課長） 子育て支援課長の竹内と申します。

今、利用者支援事業関係のお話でしたが、利用者支援事業につきまして、まず、ちあふるはこの4月に南区にオープンして8カ所となりまして、区役所は当然10区にありますので10カ所、中央区には私どもの子育て支援総合センターがありますので、そこを含めた19カ所で実施していくことを計画に盛り込ませていただいているところでございます。

今、お話にございました常設のサロンで利用者支援事業をやっていくかどうかについては、利用者支援事業ですから、当然、さまざまな情報を広範に持ってきめの細かいいろいろな情報をお届けできるような利用者支援をやっていくことを前提にしております、例えば、実際に支援者にどう情報を提供するか、また一方で、利用者支援ということで相談も承ることになりますから、我々としてはその個人情報の扱いをどうするかといった課題が残っていると思いますので、まずは行政でやることを念頭に置いて計画化させていただいたところでございます。ですから、常設サロンでどうしていくかは、今後の課題とさせていただきますと考えております。

それから、もう一点の資料1-2の69ページの修正点6の「様々な方法を検討し」という表記でございます。これは、パブリックコメントのNo.145の個別支援に関するご意見を受けて修正したものとなりまして、修正点6の「様々な方法を検討し」の後の「子育て家庭への個別支援の強化などを進めていきます」にかかっている表記でございまして、今、委員からお話がありました利用者支援の中身を指したものではありません。

○山田委員 「様々な方法」が後ろにかかるということは理解しました。そうすると、その前の部分に加えられるのであればと思うのですが、今のお話では今後の課題ということもあるのかなと思います。

ただ、No.136の意見の中に、「南区に新たに『ちあふる』ができるようだが、近くに子育てサロンを実施している児童会館や保健センターがあるので事業内容がダブっている

印象を持っている」とあります。実際にこれが当たっているのかどうかはわからないのですけれども、これまで地域の相談を受けてきている既存の子育てサロンと行政がお互い別々のことをやっているのではもったいないと思います。そこは、既存の民間の力を活用していくこともより考えられてもいいのではないかと思います。

今回の表記はここまでかもしれないのですが、今後は議題も出てくるのかなと思うので、ここから先は提案になります。これまで議題に上ってこなかったのはそういう領域の方がいらっしゃらなかったこともあるのかなと思いますので、場合によっては常設の子育てサロンの方に代表として参加していただくなど、もう少し利用者支援事業について意見を議論する場があったほうがいいのではないかと思います。

修正については、現段階でも前半部分に民間の活力を活用するというところを入れるのであれば入れていただきたいという意見です。

○金子会長 いかがでしょうか。

この子育てサロンについては、No.136にあるように、児童会館なんかではかなりやっているのですが、恐らく規模がちあふるなんかとは違うことは承知の上で、そういうところも活用するというような読み方もできるのかなと私も思いました。

今の山田委員のご提言についてはいかがでしょうか。

○事務局（竹内子育て支援課長） 今、南区のちあふるにつきましては、近くに常設の子育てサロンがあるではないかというお話がありましたが、それは一方で事実であります。4月1日から南区のちあふるを開設いたしますけれども、その段階で近くにある常設のサロンも並行して運営を続けていく状態にはなっておりません。

いずれにしても、常設のサロン自体が、今後、札幌市の子育て支援体制の中でどのような役割を背負っていくのか、ここまでは1中学校区に一つの常設サロンということで整備を続けてきましたけれども、相当な数になってきております。今後については、行政の役割、民間の役割ということで、お互いの役割を分担し、協力・連携しながら、子育て支援体制をどうつくっていくのかについて、当然、考えていかなければならないものだと認識しております。

ただ、今回の未来プランの中には、常設サロンにどう参加していただくか、もしくは、ほかの民間の団体とのかかわり方をどう持っていくのかなど、具体的なものがないまま表記を入れることについては、大変申しわけありませんが、今の段階では控えさせていただきたいと考えます。

○金子会長 よろしいでしょうか。

○山田委員 了解いたしました。

再度、記載を読み返しますと、地域内の子育て支援にかかわる施設や事業間の情報共有や有効活用が記載されていますので、その中に含まれていると理解いたします。

○金子会長 ありがとうございます。

それでは、下村委員、お願いします。

○下村委員 私は主任児童員として、地域運営型のサロンを地域主体でやってきた者です。

地域主体で小学校区にやっとなつち立ち上がって、その後は中学校区に一つということで、週3回行っております。

地域運営型サロンはどうなっているのだという疑問もあると思いますが、地域の方が運営するよさもそれなりにあります。実は厚別西小学校でサロンをやっております、きょうも26名ほどの子どもたち、乳児、親子が集まりました。それぞれの場所によって、そのサロンの特徴が生かされております。会館、それから、小学校、児童会館では、広さも違いますし、同じ出し物をするにしても場所によって子どもたちの受け取り方、演技する者の仕方も変わってくるので、場所によって特徴があって、お互いのよさを生かさなければもったいないかなと思いますので、山田委員のご意見は非常にありがたく受け取っております。

○金子会長 ご回答はよろしいでしょうか。

○下村委員 はい。

○金子会長 どうもありがとうございました。

ほかにもたくさん意見が寄せられておりますが、いかがですか。

柴田委員、お願いします。

○柴田委員 今、山田委員もおっしゃっていたように、札幌市もかなり財政が厳しく限られた予算の中で、これからは民間の活力を子育ての部分でも期待しなければならないという観点において、プランにおいて民間の活力をといるところは、ぜひご留意いただければと思います。

私がすごく感動したのは、今回の新・さっぽろ子ども未来プランにおいて、子どもの意見を聞いたほうがいいということを申し上げましたら、即、取り入れていただいたことです。私も学童保育をやっております、子どもたちに言いましたら、すごく興味を持って、では、子どもの権利条約から勉強しよう、そして、1時間とりまして、子どもたちと一緒にあれこれ言いながら、少ない意見ですけれども、出しました。そのことによって、子どもが権利意識に目覚める、そして、札幌市の行政は自分たちとも無関係ではないのだという視点を持つに至って、非常に勉強になりました。

ただ、残念だったのは、期間が余りにも短かったために、もっと意見を出したいところもあったと思うのですが、それが表に出てこなかったのです。この次からは、こういういいプランがありましたら、期間を長目に設けていただいて、広く意見を求めていただけたら大変ありがたいなと思います。今回、子どもの伸びしろは本当にすごいなと私も学ばせていただきました。

関連ですが、資料1-2の77ページの修正点7についてです。

これについても本当にお礼を申し上げなければならないなと思います。ほかのパブリックコメントの中にもあったと思うのですが、修正点7で、「民間児童育成会とも連携を図りながら札幌市全体で」と「民間児童育成会」と入れていただいて、非常に感謝しており

ます。

今さまざまな子どもの問題が出てきているところです。ですから、公も民も合わせて、地域の中で子どもに対する視点をきちんと持っていかなければ大変な時代になるということで、これを入れていただいたおかげで、さらに活動の場が広がるのではないかと考えております。

それから、一番最後の「合わせて、児童会館等の遊びの場・生活の場としての機能の充実に努めいきます」とあります。これは、児童会館、ミニ児の利用者の方からいろいろ聞いており、心を痛めていたところですが、「生活の場としての機能」とははっきりと文言にさせていただいたがために、これからはその部分も児童会館の職員の重要な役割になっていくのではないかと思います。

それと関連して、その下から3行目に「札幌市では、子どもの自主性、創造性、協調性を育むために、既存の公園などを活用しながら子どもが自由に遊べる場『プレーパーク』の拡充や」と書いてあります。南区にも初めての画期的なプレーパーク場ができるということですが、プレーパークがあるところでなければ子どもが自由に遊べる場がないということであっても困ります。本来は、既存の公園が自由に伸び伸びと遊べる場でなければならないはずなのです。それもあわせて今後の問題として、ぜひ検討していただけたらと思います。

○金子会長 ありがとうございます。

小・中学生からの意見の募集期間が短いということですが、一応、1月28日から2月26日の1カ月の間に751人、1,080件の意見が出されております。もう少し長くしたほうが良いということをございますか。

○柴田委員 余り長いと間延びしますが、これが何月何日からと出たときに、既にタイムリミットが迫っているような状態で渡ってしまう場合もあります。せめて1カ月半ぐらいにさせていただいたら大変ありがたいなと思います。今後のためによりしくお願いいたします。

○金子会長 事務局から何かコメントありますか。

○事務局（有塚子ども企画課長） パブリックコメントの期間についてでございます。

パブリックコメントにつきましては30日という一定の目安がございますけれども、そこについては検討の余地があるかと思えます。今後、こういった計画物のときに、そういった部分も含めて検討したいと思えます。今回につきましては、検討の経過の中で1月28日から2月26日ということで、短い時間しかとれなかったのですが、今後は期間については検討したいと思えます。

○金子会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

平野直己委員、お願いします。

○平野（直）委員 今のご質問につなげてですけれども、子どもの意見を聞いたのはよか

ったと思うのですが、抜けている年代があります。それが高校生年代の人たちです。パブリックコメントの中でも、10代の方はゼロ人です。

今回の政策の中でも、思春期の子たちへの支援という面は、やはり手薄かなと思っています。特に10代の後半の人たちの居場所がなかなかなくて、高校に通っている人たちはいいですけども、高校から離れてしまうと、彼らが自分たちの生きている充実感を持つような場所が少ないという問題もあると思います。そのところだけ穴ぼこがあいてしまったかなとパブリックコメントを読ませていただいて、少し感じた次第です。今後のご検討ということで、お願いしたいと思います。

一言だけコメントさせていただきました。

○金子会長 ありがとうございます。

高校生、中学校を卒業した人たちで高校に行っていない方々にはどんな意見の求め方がありますか。

○平野（直）委員 それこそソーシャルネットワークサービスを使えば山ほど届いてくると思います。

○金子会長 でも、それができる人とできない人がいます。

○平野（直）委員 何もないよりはずっといいでしょう。これは、郵送、ファクス、Eメール、持参の方もいらっしゃるけれども、これでも全ての方に届いているかはどうかかわらないですよね。ですから、むしろソーシャルネットワークを積極的に使えば、ここにいらっしゃる人たちよりもっと大きい母集団で、もしかしたら、ここで協力しようと思う関心の高さのある人たちよりもっと広く意見が聞けると思います。

○金子会長 どうもありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

山田委員、お願いします。

○山田委員 私も、出てきたコメントについては、非常に丁寧に読み込んで、計画に反映してくださったと考えています。ありがとうございます。

質問ですが、資料1-1のNo.76に出てきています保育の標準時間・短時間の関係です。回答の中で、常態として延長保育を利用せざるを得ない場合とか、就労時間帯が短時間の利用を超える場合には特例措置ができたという記載がございますが、この特例措置についてご説明いただければと思います。

それから、No.188、189に一括して回答があるのですが、188は問いと答えが一致していないような印象を受けました。何か意図があってそのようにされているのであればいいかなと思うのですが、問いに対しての答えでは不十分かなと思いましたので、ご意見をいただければと思います。

○金子会長 いかがでしょうか。

○事務局（花田施設運営課長） No.76についてご説明させていただきます。

今回の新制度では、保育標準時間を11時間利用できる方と、それから、就労時間の短

い方、パートタイムを想定していますけれども、8時間の保育短時間を利用できる方の2種類の利用ができるわけでございます。

保育短時間はそれぞれの施設で8時間と固定された時間を決めますので、月の就労時間としては短いけれども、どうしてもそこを超えてしまって延長保育を利用せざるを得ない方については、延長保育料としてかかる分の負担が大きくならないよう、保育標準時間として認定できるという特例措置をそれぞれの自治体で設けてもいいというような見解が国から出ました。

そこで、札幌市におきましても、例えば1日8時間の勤務ですけれども、週3日しか働いていない方、それから、パートタイムですが、夕方から夜にかけて働いている方で、常態的に、週3日以上、延長保育を利用せざるを得ない方については、ご本人の希望により保育標準時間の認定とすることができるという特例措置を設けたところでございます。No. 76では詳しくお話を書いておりませんが、そのような特例措置を設けておりました、各利用者や申込者には既に周知が終わっているところでございます。

○金子会長 あとは、No. 188についてはいかがでしょうか。

○事務局（美田指導担当課長） 申しわけありません。お聞きになっていることが理解できないので、もう一度、お願いしてもよろしいですか。

○山田委員 No. 188の質問では、幼稚園や保育園の保育士側から障がいがあるかなと疑われるけれども、親御さんがその障がいについて気づけない、受け入れられないというような場合に、保育園では障がい児保育の認定を受けるために保護者の同意書が必要なので、保護者が積極的に動かないと、障がい児としてなかなか認定されないという問題点を指摘されていると思います。一方、幼稚園では、保護者の同意がなくても支援員による同意があれば障がい児保育の申請ができるので、保育園も同じようにするべきではないかというような意見だと理解しました。

ですから、保護者が積極的に動かない場合に、保育施設側としてどのようにしていったらいいのかというような質問かと思えます。しかし、幼稚園と同じようにしてほしいというような意見に対しての答えは書かれていないので、実際にこういう制度になっているとすればどうして違うのかというあたりが理解できなかったのです。

○事務局（美田指導担当課長） ご丁寧な質問をありがとうございます。

保育園の障がい児につきましては、札幌市障がい児保育事業実施要領の中で、障がいの認定を受けた児童に対しまして、3人に1人の保育士の予算がつく形となっており、認定を受けなければいけないのですが、それには親御さんの理解と病院等の施設での証明などが必要になっております。幼稚園はまた別の形で、幼児教育センターの会議の中で認定していく形で、同じこどもでありながら対応が違うことになっております。ですから、今、認定こども園など同じ施設の中で1号児、2号児を受け入れている中で、今後、検討していかなければいけないこととして私どもも考えているところであります。

確かに、障がいがないけれども、特別な支援を必要とするお子さんもふえているので、

その辺は本当に考えていかなければいけないところではあるのですが、今の制度の中では障がい児の認定を受けたお子さんというところでの予算づけになっておりますので、今後、検討していくことにしております。

○金子会長 いかがですか。

○山田委員 パブリックコメントについての質問と答えは、公表済みでしょうか。

○事務局（有塚子ども企画課長） パブリックコメントの回答については、これから計画とともに公表することになります。

○山田委員 わかりました。

No.188の問いに直接答えている形になっていないと思いますので、質問された方のために今のような内容を加筆されたほうがいいのではないかと思いましたが、よろしくお願いたします。

○金子会長 これは、厚生労働省と文部科学省の違いが背景にあるのでしょうか。

○事務局（福田子育て支援部長） 子育て支援部長の福田でございます。

今、会長がおっしゃられたように、もともと保育所は厚労省の所管で補助事業がありました。今は市の単費事業ですが、それを受けて、保育所に対する認定がずっと続いてきております。

幼稚園は幼稚園で、文科省の流れで、障がい児に対する手当がされてきていまして、北海道を通して施設に給付されていまして。さらに、今は札幌市で独自に上乘せ事業をさせていただいております。これについては、今までの文科省の流れがございましたので、認定の仕方につきましても、幼教センターで判定して、その中で加算するしないということを判定しておりました。

しかし、今度は、子ども・子育ての一つの制度になっていきますので、ここは大きく見直していかなければならないと私どもは考えております。それが最後の3行で、あり方について検討していきますというふうに触れさせていただきました。

ただ、文科省がどうだとか、厚労省がどうだとかというのは、こういう文言の中ではちょっとはばかれるものですから、保育所の障がいの対応の仕方をメインにして、その違いについては最後の3行でまとめさせていただいたのがこの回答の内容でございます。

いかがでございましょうか。

○山田委員 問題点を把握されていて、今後、検討されていくことについては理解いたしました。きっと方向性が決まっていないため、余り具体的に書けないということかなと思いますので、その点についてはお任せしたいと思います。

ただ、質問された方は、この回答だと納得されないのかなという気はいたします。

○金子会長 秦委員、お願いします。

○秦委員 済みません、平野（直）委員が帰ってしまうと思わなかったので、帰る前に質問しておけばよかったなと思っています。

さっきの平野（直）委員の質問に関連します。

私は子どもの権利委員会の委員などをさせていただいていますが、そちらでは高校生が3名入って、活発に議論がされています。市は、高校生の意見に耳を傾けて、意見を積極的に取り入れる体制を現在とっていると思うのです。今回のパブコメでは、子どもと大人の間の高中生世代が抜けているとありましたが、それはここに出ていないだけで、別にとっているということではないかと思ったのです。

○事務局（有塚子ども企画課長） 今回のパブコメにつきましては、高校生は大人のくくりでまとめさせていただいております。子どもは小・中学生でございます。

1の（3）に資料配付閲覧場所を記載しておりますが、お子さんの関係につきましては、保育所や幼稚園、認定こども園、市内の小・中学校、高等学校、特別支援学校、また、児童会館等も含めて周知させていただいたところでございます。

○秦委員 1ページの19歳以下の回答がゼロ人になっていますが、これは何かあったのですか。聞いていないのか、聞いたけれども、ゼロだったのでしょうか。

○事務局（有塚子ども企画課長） 周知はさせていただいたのですけれども、高校生からのご意見はなかったのが現状でございます。

○金子会長 よろしいですか。

一応、パブリックコメントだから誰でも回答を出せるのですけれども、出なかったということだと思います。

それでは、齋藤委員、どうぞ。

○齋藤委員 話題が一つ前に戻りまして、障がい児の相談のことで、27ページのNo.185に「ことばの教室」という言葉が出てきています。私は、札幌市ことばを育てる親の会ということばの教室に通う子どもたちの親の会の事務局員をしまして、きょうの午前中も教育委員会の方と幼児相談に関する流れのことでお話をしてからこの場に来ています。

その中でも、子どもに関する相談は、いずれは教育的なものにつながっていくのですが、相談の内容が教育的なものなのか療育的なものなのか、そういうことを意識されて相談されている親は一人もいないと思うのです。相談する側である母親にとって、子どもの相談は子どもの相談で、それがどこの管轄であるか、どの方が動くのかは関係なく、子どもによりよくしてもらえればいいという思いで相談しているのです。ですから、相談に関しては、組織、機関を超えて一つになっていただかないと、場合によっては、お母さんがくじけてしまって、相談途中でドロップアウトしてしまうことも考えられるのです。

そこで、No.188の最後の3行に、配慮が必要な子どもの増加への対応を含めて検討してまいりますとありますけれども、ぜひ垣根を超えて相談できるような札幌市らしい体制を整えてもらえたらと思います。

○金子会長 これについて回答を求められますか。

○齋藤委員 結構です。

○金子会長 それでは、石田委員、お願いします。

○石田委員 先ほど平野（直）委員がお帰りになってしまったのですが、私も、これを見

ながら、大きくなればなるほどぼつぼつと抜けているところがあるなど感じておりました。

キッズコメントに関して、やはりお子さんでも考えていらっしゃるなど感じました。特に気になったのは、不登校・いじめについてです。資料1-1の34ページのいじめや不登校についてのお子さんの意見は、まさに私の子どもたちも言っていましたし、ほかの接している子どもたちの話を聞いて、ああ、そうだなと思いました。

五つ目のポツの「いじめについて、アンケートをするだけでは何も意味がない。いじめがあるとわかったときに具体的に何をするのかということをしっかり」云々と書いてありますね。それから、私が親として一番気になったのは、いじめに対するアンケートに記名をさせることです。きっと学校で把握するのが第一だと思いますけれども、中学生の息子が一番言っていたのは、記名式でアンケートに正直に答える人なんかいないということでした。

いじめに関するアンケートに関しても、35ページの一番上のポツに、「いじめに関するアンケートは、紙に丸をつけると後で先生に呼ばれて面談をされ、いじめをしていた人にもばれてしまい、またいじめへとつながる。なので、アンケートではなく、全員が1人ずつ担任の先生と5分だけでいいから面談するのがよい。時間がかかるかもしれないが、いじめがまたぶりがえされるのよりはましだと思う」とあり、まさしくこのとおりのことです。実際に私が接したお子さんでも、正直に書いてしまって、先生に呼ばれて、結局、犯人探しになってしまったというようなケースもあります。実際に、そのお子さんもいじめに遭ってしまったとも聞いています。

これは細かい部分ですけれども、本当に変えようとするのであれば、細部の細部まで、そして、子どもたちのキッズコメントをぜひ有効に活用していただけたらと思います。

また、資料1-2の54ページにスクールカウンセラーの活用という項目がありますが、実際に相談をしたくて親が日程をとりたいと思っていても、この期間のこの日にちの3日間の何時から何時までの間しかあいていませんよというお手紙が学校から来るのです。実際にフルタイムで働いているお母さんは相談にも行けませんとおっしゃっているのです。ぜひ、このスクールカウンセラーをもっと活用できるように、そして、子どもたちにもより身近なスクールカウンセラーになれるような活用の仕方をぜひお願いしたいと思ひまして、意見を述べさせていただきました。

○金子会長 意見でよろしいですか。

○石田委員 はい。

○金子会長 どうもありがとうございました。

それでは、たくさんの意見を頂戴しましたし、ご回答もいただきました。本日の意見も踏まえて、今後、着実に計画を実行していただきたいと思います。

それでは、(2)札幌市子ども・子育て会議条例の改正及び新規部会の設置についてに移らせていただきます。

ご説明をお願いいたします。

○事務局（渡邊待機児童対策担当課長） 待機児童対策担当課長の渡邊でございます。

資料２－１の子ども・子育て会議条例の改正についてご報告をいたします。

本件につきましては、昨年１１月２７日開催の子ども・子育て会議におきまして、条例改正の方向性について中間報告をしておりました。このたび、札幌市議会の議決がございまして、条例が改正となりましたことから、その内容をご説明いたします。

初めに、資料２－１の１、改正の趣旨についてでございます。

子ども・子育て支援新制度の開始を契機といたしまして、子ども・子育て会議と社会福祉審議会の役割分担を見直しまして、平成２７年４月１日付で児童福祉に関する機能と委員を子ども・子育て会議に一本化するものでございます。

次に、２の改正の概要でございます。

①から④までの内容につきましては、下のイメージ図の右側の数字とリンクしておりますので、あわせてごらんください。

①と②は、児童福祉審議会の機能を社会福祉審議会から削除いたしまして、子ども・子育て会議に付与するというものでございます。これによりまして、児童の一時保護や保育所の設置認可など、主に児童福祉法に基づく権限が子ども・子育て会議に移管されることとなりました。

③は、子ども・子育て会議の所掌事務の範囲が広がることでございますから、委員定数を２５人から３１人に拡大するものでございます。

④につきましては、この機能の移管に合わせまして、社会福祉審議会の児童福祉専門分科会に所属している委員６人に子ども・子育て会議に移っていただくものでございます。現在、児童福祉専門分科会の委員は９名おりますけれども、このうち３人は子ども・子育て会議の委員を兼任していることから、新たに子ども・子育て会議の委員に就任する方は６人となっております。

改正後の条例全文は、参考資料１に記載しております。主な改正部分には下線を引いておりますので、後ほどごらんになっていただければと思います。

また、参考資料２は、現時点の社会福祉審議会児童福祉専門分科会の委員名簿でございます。網かけのない小野委員、金子委員、秦委員につきましては、既に子ども・子育て会議の委員にご就任されていることから、このたびの条例改正に伴って、網かけの６人の委員が４月１日付で新たに子ども・子育て会議の委員にご就任されます。

ここまでの条例改正の内容についてのご報告でございますが、続きまして、このたびの条例改正に伴い、４月１日から所掌事務や委員の増加がありますことから、子ども・子育て会議において新規部会の設置についてご説明いたします。

資料２－２をごらんになってください。

資料の上段は、条例改正前、現行の子ども・子育て会議と社会福祉審議会の構成を記載しております。

現在、子ども・子育て会議には、認可・確認部会と放課後児童健全育成事業部会の二つ

の部会がございます。隣の社会福祉審議会では記載を省略しておりますが、全部で七つの専門分科会がございます、そのうちの一つとして児童福祉専門分科会がございます。また、児童福祉専門分科会の中に処遇部会という小部会を置いております。それぞれの部会や分科会の審議事項は、資料に記載しているとおりですが、審議事項の左側にアスタリスクのある項目がございます。具体的には、認可・確認部会であれば①と②、児童福祉専門分科会であれば②、③、⑦、⑨、処遇部会の⑩と⑪でございます。これらにつきましては、一定の基準に基づいて個別の案件を審査するというものでありますことから、部会や分科会の決議がそのまま本会議の決議となる項目となっております。

条例改正後の新体制案は、資料の下段に記載しておりますとおり、現行の二つの部会に加えまして、児童福祉部会と処遇部会を新たに置くこととしております。児童福祉専門分科会が所掌していた①から⑩の事務については、その内容に応じて保育所や地域型保育事業に関することは認可・確認部会、児童の一時保護など処遇に関することは処遇部会、その他の事項は児童福祉部会とそれぞれ分担して所掌することとしてございます。

なお、それぞれの事務のアスタリスクについては、これまでの取り扱いをそのまま引き継いでおります。

また、これまでの児童福祉専門分科会では、分科会の中に小部会として処遇部会を置いておりましたが、子ども・子育て会議条例においては、小部会の設置根拠がございません。位置づけや権限が不明確でありますことから、新体制案では単独の部会として設置することをご提案いたしたいと思っております。

条例改正のご報告と新規部会の設置については、以上でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

二つの点についてのご説明を資料2-1と2-2を使ってしていただきましたが、この二つの事務局案に対してご意見、ご質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子会長 それでは、意見がないようなので、事務局案のとおりにしたいと思っております。

どうもありがとうございました。

続きまして、ただいまご説明いただきました新規部会の部会長及び委員について、条例の規定に基づき、私からの指名となりますので、指名案をお配りいたします。

よろしく願いいたします。

ただいま、児童福祉部会の委員名簿並びに処遇部会の委員名簿をお配りいたしました。

この指名案は、児童福祉審議会の機能を移管するという条例改正の経緯や、審議の専門性、継続性を踏まえて、児童福祉審議会の委員構成を引き継ぐこととしております。

今、お配りした委員名簿どおりに指名したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○金子会長 どうもありがとうございました。

それでは、このとおりにさせていただきます。

次に、いじめの再調査についてご説明をいただきます。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 子どもの権利推進課長の岩佐でございます。

私から、お手元の資料２－３に基づきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

札幌市子ども・子育て会議の所掌事務の追加についてでございます。

平成２５年９月に施行されましたいじめ防止対策推進法におきましては、市立の小・中・高校、特別支援学校でいじめに伴う重大事態が発生いたしました場合、教育委員会等におきまして、第三者による調査を実施するものとされております。この調査結果につきましては、市長に報告されまして、市長は必要に応じ、附属機関等の第三者機関による再調査ができるものとされております。

本日につきましては、この再調査を行う附属機関を子ども・子育て会議とさせていただきたいと考えまして、あらかじめ皆様にご報告させていただくものでございます。

まず、法律で言いますところの重大事態でございますけれども、資料の囲みの中の二つ目にありますとおり、２種類ございます。一つは、いじめにより心身等に重大な被害を生じた場合、例えば自死等がございます。もう一つは、いじめにより長期にわたり登校できない不登校の状態になった場合がございます。

教育委員会では、その附属機関におきまして、重大事態への対処や再発防止策等について調査を進めまして、その結果を市長に報告いたします。報告を受けました市長は、資料の囲みの中の二つ目にありますとおり、重大事態への対処と再発防止の観点から、調査結果に問題があると判断した場合に再調査を行うことができるものとされておきまして、子ども・子育て会議にお願いする再調査につきましては、この部分となります。

再調査につきましては、関係者のプライバシー等もございます。限られたメンバーでの調査が必要であると考えておきまして、新たに部会を設置し、ご審議いただくことを検討しております。メンバーにつきましては、児童福祉部会の委員を中心にお願いしまして、さらに事案に合わせた臨時委員にご参加をいただく予定としております。

なお、実際の調査手法等につきましては、対象となります調査結果等を踏まえまして検討していく必要があると考えております。

次に、今度のスケジュールでございますけれども、６月に予定されております定例市議会におきまして、子ども・子育て会議条例を改正いたしまして、その後、９月に予定されております子ども・子育て会議におきまして、部会等についてご審議いただく予定となっております。

○金子会長 ありがとうございます。

いじめの問題は大変重要ですが、こういう形で子ども・子育て会議の所掌事務を追加するというところでございます。

ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

定義の中で、児童が相当の期間、学校を欠席するとありますが、相当の期間とは大体１

カ月以上という理解でよろしいですか。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 30日です。

○金子会長 理由もなく相当の期間欠席するということですね。病気とかけがではなく、何の連絡もない30日以上欠席の場合は、このような判断をするという理解でよろしいですか。

○事務局（岩佐子どもの権利推進課長） 定義にございますように、いじめにより当該学校に在籍する児童が、相当の期間、30日以上欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときでございます。

○金子会長 どうもありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○金子会長 それでは、この資料2-3に基づくいじめの再調査説明については、終わらせていただきます。

それでは、議題（3）さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）における保育緊急確保事業の位置付けについてをお願いいたします。

○事務局（有塚子ども企画課長） 資料3に基づきましてご説明させていただきます。

さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）における保育緊急確保事業の位置付けについてでございます。

子ども・子育て支援法附則第10条では、平成27年度から開始となります子ども・子育て支援新制度における子どものための教育・保育給付その他子ども・子育て支援事業のうち、新制度の開始前に先行的に実施する、いわゆる保育緊急確保事業につきまして、その事業内容を市町村保育計画に定めることとされております。

札幌市におきましては、現行のさっぽろ子ども未来プラン（後期計画）を市町村保育計画を含む計画として作成しているところでございます。そこで、後期計画におきましては、ほとんどの保育緊急確保事業を計画の対象事業として既に位置付けているところでございますが、これまで計画に掲載していない事業も一部ございますので、これらの事業を表の後期計画の対象となる保育緊急確保事業一覧に改めて整理してございまして、ここに掲載している事業を後期計画の対象事業として位置付けさせていただきます。

この表の見方ですけれども、まず、一番左側の保育緊急確保事業名が国で定められた事業名となっております。その右隣の後期計画事業名が後期計画における事業名となっております。その右側に、平成26年度における取組内容と担当部を掲載しております。

先ほどご説明しましたとおり、こちらに掲載しておりますほとんどの事業につきましては、後期計画の掲載事業として、計画の本書や毎年の実施状況資料の中で計画に既に位置付けてきておりますが、めくっていただきまして、3ページの13の放課後児童クラブ開所時間延長支援事業につきましては、平成26年度の第4回定例市議会の補正予算で追加させていただいたものでございまして、こちらはこれまで計画の対象事業として掲載され

ていなかったものになりますので、改めて計画に位置付けたいということでございます。

議事（３）に関する説明は、以上でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

議事（３）は報告事項でございますが、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○金子会長 どうもありがとうございました。

今度は、（４）の今後の会議予定についてでございます。

説明をお願いいたします。

○事務局（有塚子ども企画課長） それでは、平成２７年度における子ども・子育て会議の開催予定について、資料４に基づきましてご説明させていただきます。

この表の構成につきましては、一番上段が子ども・子育て会議のスケジュールとなっております。それより下が各部会のスケジュールとなっております。

まず、子ども・子育て会議のスケジュールでございますけれども、現委員の任期につきましては、平成２７年８月３１日までとなっております。今後、９月以降の新たな体制に向けまして、委員の継続や公募委員の改選等をしていきたいと考えております。その上で、９月の会議におきましては、先ほどご説明させていただきましたいじめの再調査に関する部会などの設置も踏まえまして、新たな子ども・子育て会議の体制の確認を行うとともに、平成２６年度をもって計画満了となります現行のさっぽろ子ども未来プラン（後期計画）の最終総括を行う予定としております。

きょうで今年度の子ども・子育て会議は最後ですけれども、新制度に当たりましては、国からの情報などがなかなか示されない中での計画策定でございました。これらの新制度につきまして、また、いろいろな動きに応じまして、来年度におきましても、引き続き会議に報告等をさせていただきたいと思っております。

次に、認可・確認部会につきましては、幼保連携型認定こども園及び保育所の整備についてを審議案件といたしまして、第１回目の会議を４月に、第２回目以降につきましては現在未定でございますけれども、年度内で三、四回程度の開催を想定しております。

次に、放課後児童健全育成部会につきましては、今のところ、具体的な開催時期については予定しておりませんが、必要に応じまして開催させていただきます。

それから、児童福祉部会のスケジュールは、里親登録の認定ということで、８月と２月の２回を予定しております。

最後に、処遇部会のスケジュールについては、保護者の同意なく２カ月を超えて一時保護を継続する児童の措置についてを審議案件としております。こちらにつきましては、審議案件が生じた場合に、すぐに審議できますよう、毎月第４週に会議を設定しております。審議案件が生じた場合のみ開催させていただきます。

議事（４）に関する説明は、以上でございます。

○金子会長 ありがとうございます。

これにつきまして、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○金子会長 今ご紹介にあったように、8月末で委員の任期が切れまして、9月になって新しい体制でさっぽろ子ども未来プランの後期計画の実施状況の総括が行われるということでございます。したがって、このメンバーでこの会議を行うのはきょうが最後でございます。個人的な都合でございますが、私もこれで終わりにさせていただきます。

私は、この分野の専門家ということで、子ども未来局ができる前から札幌市でこういう仕事をさせていただきまして、きょう話が出てきたさっぽろ子ども未来プランの前期計画を5年間、後期計画を5年間、それに引き続きこの子ども・子育て会議でもこの席に座らせていただいたものでございますが、皆様方のご協力によって無事に終わらせていただけますので、大変喜んでおります。

この分野は、最初にお話ししたように、国も本気でやるという決意表明を何度もされておりまして、どこに移っても非常に大事な問題となっております。私は、昨年から神戸に移って、4月からは兵庫県でこの仕事を引き継いでお手伝いすることになります。札幌市の合計特殊出生率が政令指定都市でずっと一番低いことについては、かねてから、その理由、対応策について、研究の面でも実践の面でも、少しずつやってきましたが、この会議の今後の成功を期待しております。

長い間どうもありがとうございました。この場をかりてお礼を申し上げたいと思います。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（有塚子ども企画課長） 本日は、長い時間にわたりご審議をいただきまして、ありがとうございました。

本年度は本日で最後でございますけれども、これまでご議論をどうもありがとうございました。

それでは、本日の会議は、これで終了させていただきます。

来年度の会議につきましては、別途、事務局よりご連絡させていただきますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

以 上